

論説

建築関係訴訟の運営について

～民事調停手続の活用を中心として～

前東京大学客員准教授・判事

岡崎克彦

I. はじめに

II. 建築関係訴訟の長期化の要因と対策

- 1 長期化の要因
 - (1) 専門的知見の不足
 - (2) 瑕疵等の争点が多数
 - (3) 証拠の不足
 - (4) 鑑定の長期化
 - (5) 感情的対立
- 2 長期化させないための方策
 - (1) はじめに
 - (2) 審理の計画化
 - (3) 瑕疵一覧表による争点整理手続の合理化
 - (4) 専門家調停委員による審理の専門化

III. 民事調停手続の活用の方法

- 1 手続の流れ
- 2 運営上の工夫点
 - (1) はじめに
 - (2) 調停手続の計画的運営
 - (3) 裁判官主導の進行と当事者が意見を述べる機会の確保
 - (4) 多様かつ高度な専門分野に対応できる調停委員の確保
 - (5) 調停委員の負担軽減策

IV. 訴訟運営改善の成果

- 1 審理期間と調停の成立率
- 2 当事者からの評価

V. おわりに

1. はじめに

民事訴訟制度に対する国民の期待に応えるためには、充実した審理を合理的な期間内に行うことが不可欠である。審理の充実と促進は我が国の民事訴訟のかねてからの懸案事項であったが、平成10年施行の民事訴訟法の下で争点中心型の審理が定着するに従って、審理期間は大きく短縮してきた。平成18年に既済となった地裁民事第1審訴訟事件の平均審理期間は7.8月であり¹⁾、制度の違い等により単純な比較はできないものの、欧米諸国の中で最も民事訴訟の迅速化が進んでいるといわれているドイツの地裁(Landgericht)で2004年(平成16年)に既済となった民事第1審訴訟事件の平均審理期間が7.2月であるのと比べても遜色のない状況となっている²⁾。

このように、平均してみると我が国の民事第1審訴訟事件の審理は相当迅速化してきているが、他方で、公害や薬害等の大規模訴訟や審理・判断に法律以外の専門的知見を要する訴訟のように、いまだ長期化しがちな事件類型がある。建築関係訴訟(建物の建築をめぐる民事訴訟)は、医療関係訴訟や知的財産権訴訟と並んで専門的知見を要する訴訟の典型例であり、長期化しがちな事件類型といえるものである³⁾。すなわち、建築関係訴訟

は、建築業者や設計者等から注文者等に対して請負代金等の請求をしたり、注文者等から建築業者や設計者等に対して瑕疵や納期の遅れを理由として損害賠償を請求したりする事案が一般的であるが、そのうち、特に建物の瑕疵の存否が問題となる事案においては、審理・判断に建築や土木の専門的知見が必要となる。平成18年に全国の地裁で既済となった瑕疵の主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は22.4月であり、全事件の平均(7.8月)の約2.9倍となっている。また、瑕疵の主張のある建築関係訴訟のうち審理期間が2年を超えているものの割合は31.4%に及んでおり⁴⁾、裁判の迅速化に関する法律2条1項が「裁判の迅速化は、第1審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、…」と定めている趣旨に照らしても、問題があるといわざるを得ない。

長期化しがちな事件類型の多くは合議事件として扱われているが(裁判所法26条2項1号参照)、建築関係訴訟については、多くの場合、第1審では裁判官一人による単独事件として扱われており、瑕疵の主張のある建築関係訴訟は、単独事件の中では最も長期化しがちな類型といえる。現に、筆者が平成12年4月に仙台地裁に赴任した際に前任者から引き継いで担当することになった単独事件の中で最も古いものは建築関係訴訟であり、係属期間の長い順に上位5件をみるとそのうち3件

1) 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書平成19年7月』最高裁判所(2007)16頁。

2) 最高裁判所事務総局・前掲注1)213頁。我が国の民事訴訟はドイツと比べて判決に対する上訴率が低いことも特徴としており(岡崎克彦「ドイツにおける民事訴訟の迅速性とそれを支えるもの」最高裁判所判例調査会編『海外司法ジャーナル』4巻(1998)126頁,142頁)、上訴審まで含めた終局的な解決に至るまでの平均審理期間はドイツよりも短いといえるかもしれない。

3) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書(2001)でも、専門的知見を要する事件への対応強化は、民事司法制度の改革の一つの柱とされており、その方策として挙げられていた専門委員制度の創設、鑑定制度の改善はその後の民事訴訟法改正(平成15年改正)に結実し、裁判所における集中部(建築関係訴訟を集中的に取り扱う部)の拡充は東京・大阪など4か所の大規模な地裁で実現している。

4) 以上のデータにつき、最高裁判所事務総局・前掲注1)54頁。なお、平成16年4月から12月までに既済となった瑕疵の主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は24.2月であった(最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書平成17年7月』最高裁判所(2005)85頁)。それ以前の全国的なデータはないが、東京地裁の平成11年3月から12月までのサンプル調査では31.5月(東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会・プラクティス第1委員会「東京地方裁判所における建築瑕疵紛争事件の審理の実情と運営について」判時1710号12頁,14頁(2001))、大阪地裁の平成11年5月から12月までのサンプル調査では30月(田中敦ほか「建築関係訴訟の審理の在り方について」判タ1029号4頁,6頁(2000))とされていたことからすると、最近の法改正、集中部の創設や訴訟運営の改善が迅速化に結びついていることがうかがわれる。

がこの種の訴訟であった。そのため、建築関係訴訟を合理的な期間内に終局させることは、単独事件において長期未済事件を生み出さないための要諦といえるものである。

筆者は、平成12年4月から平成15年3月まで仙台地裁に勤務していた当時、建築関係訴訟について、審理の質を落とさないように留意しながら迅速化を図り、当事者の満足度を上げていく必要があると考え、そのための訴訟運営の在り方に関して試行錯誤を重ねた。本稿では、やや古い話には属するが、筆者が当時行っていた運用のエッセンスを紹介することとする⁵⁾⁶⁾。

II. 建築関係訴訟の 長期化の要因と対策

1 長期化の要因

建築関係訴訟においても、当事者本人は一般に迅速な審理を望んでいると考えられる。瑕疵による損害賠償請求をする注文主にとってみれば、審理の係属中に瑕疵の修補することは証拠保全の観点や資金繰りの観点から実際上容易ではなく、欠陥の疑いのある建物を使用し続けることは耐えられないことであろう。また、請負代金請求をする請負人にとってみれば、多額の請負代金が未回収のままになっていることが経営上望ましくないことは明らかである。

ところが、現実には前記のとおり審理の長期化が顕著なものとなっている。建築関係訴

訟の長期化の要因としては、以下の点を挙げることができる。

(1) 専門的知見の不足

建築関係訴訟の訴訟代理人となる弁護士や裁判官の多くは、建築関係訴訟の審理に必要な建築・土木の専門的知見に通じていないため、争点及び証拠の整理に時間を要し、また、争点に対する判断の見通しが立たないことから、争点整理の期間が長くなりがちであり、早期の和解による解決も困難である。最近では、注文主側の訴訟代理人が専門家の意見書をベースにして瑕疵の主張を構成してこくことも多くなってきており⁷⁾、もともと専門家である請負人側との間で専門的知見をめぐる応酬が繰り返される事例もあるが、特にこのような事案では、裁判官が審理の中で中立かつ公正な専門的知見をいかに獲得していくかが課題となる。

(2) 瑕疵等の争点が多数

瑕疵の主張のある建築関係訴訟では、注文者側の主張する瑕疵の数がしばしば極めて多数に及ぶ。例えば、筆者が仙台地裁で担当した単独事件の中には瑕疵の個数が164か所の事例(別紙1「建築調停事件一覧表」の4番の事件)や110か所の事例があったし、合議事件の中には331か所に及ぶものもあった。争点整理の中では、このように多数の瑕疵の内容を特定し、瑕疵となる根拠や修補に要する費用等について一つ一つ証拠に基づいて整理していく必要がある。このほか、当初の契約で合意された本工事とは別の追加変更工事多数行われる事例も多く、このような事案

5) 本稿で紹介する訴訟運営は、仙台地裁において私の単独係を担当していた早坂繁雄書記官、小高祐二書記官(以上、平成12年度、13年度)、青木まどか書記官、大石豪三郎書記官(以上、平成14年度)と協議する中で形成されたものであり、具体的な方策の中には書記官のアイデアに由来するものも数多くある。なお、筆者が仙台地裁で勤務した時期は判事補7年目から9年目までに当たっており、初めて民事単独事件を担当した時期である。当時の担当事件数は、未済事件(手持ち事件)が200件強、1か月の新受事件が平均30件強であり、新受事件に占める建築関係訴訟の割合は1%強と思われる。

6) 建築関係訴訟の運営に関する主要な参考文献としては、前田順司ほか『専門的知見を必要とする民事訴訟の運営』司法研究報告書第52輯第1号(法曹会、2000)、齋藤隆編著『建築関係訴訟の実務(改訂版)』(新日本法規、2005)、東京地方裁判所建築訴訟対策委員会編著『建築訴訟の審理』(判例タイムズ社、2006)がある。

7) 仙台弁護士会編『欠陥住宅紛争解決の実務』(仙台弁護士協同組合、2002)5、9頁は、弁護士が注文者側の代理人として損害賠償請求訴訟の訴状を作成する場合には、その前に建築士の私的鑑定書を取得することが必要不可欠であるとしている。

では、個々の追加変更工事の箇所を特定し、追加変更工事についてどのような合意があったのか等について証拠に基づいて整理をする必要がある。

(3) 証拠の不足

建築業界では、あらかじめ合意しておくべき事項をすべて網羅するような契約書面を作成する慣行がまだ必ずしも定着しておらず、注文された工事の内容や追加変更契約の有無等をめぐって争いになる事案も多い。このように契約書面が不十分な事案では、立証を人証に頼らざるを得なくなり、契約内容の確定をするための争点整理や証拠調べに時間を要することになる。

(4) 鑑定長期化

建築関係訴訟では、事件によっては裁判所が瑕疵等に関する争点に対する判断をするに当たり鑑定をすることが不可欠な場合もあるが、鑑定人の選任と鑑定書の提出に時間を要することもまれではない。筆者が仙台地裁に赴任した際に担当することになった単独事件で最も係属期間の長かったものは、老人保健施設の請負残代金請求の事案であり、引き継いだ時点で訴訟係属後既に約4年4か月を経過していたが、この事件では、約100か所の瑕疵をめぐって鑑定が行われており、鑑定人の選任に10か月、鑑定書の作成に実に2年の期間を要した（鑑定書の提出から約6か月後に和解で終了したが、合計の審理期間は約5年5か月を要した。）。この事件では、特殊な建造物について多数の瑕疵が主張されている特に難しい事案であったにもかかわらず、鑑定人が裁判所の鑑定を初めて経験する専門家であったことなどの事情が鑑定の長期化の原因となっており、これを一般化することは相当でないが、通常の事件でも鑑定には時間を要すると言われている⁸⁾。

(5) 感情的対立

建築請負契約は代金額が高額であり、特に注文主が個人である場合には、建物は一生に一度の大きな買い物であるばかりでなく、生活の拠点でもあることから、深刻な感情的対立を招きがちである。その結果、早期の和解による解決が困難な事件が多く、また、細かな不具合が数多く指摘されることになる。

2 長期化させないための方策

(1) はじめに

建築関係訴訟の長期化の要因は以上のとおりであるが、これらの要因を踏まえると、その対策としては、第1に計画的な審理を心がけることが考えられる。建築関係訴訟は、弁護士や裁判官に専門的知見が不足していることや瑕疵等の争点が多数に及ぶことなどから、弁護士や裁判官にとって取り組みにくい事件類型であり、どうしても着手するのが後回しになりがちである。その結果、次回期日までに準備を予定した事項が終わらなかったり、提訴から相当の期間が経過した後になって新たな瑕疵の主張がされたりするなどの望ましくない訴訟進行が見られる。このような事態に対応するためには、争点がある程度明らかになりつつある審理の比較的初期の段階で、当事者と裁判所とが終局までを見通した審理の計画を策定し、お互いの準備の目安と終局時期の目標を明らかにすることが有効である。このような計画的な審理を行うことにより、当事者本人にとっては、審理がいつになったら終わるか分からないことからくる不満や疲労感を避けることができるというメリットもある。

第2の対策として、多数の争点を整理する

⁸⁾ 最高裁判所事務総局・前掲注1)67頁によると、平成18年に終局した建築関係訴訟において鑑定を実施した事件の鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間（平均鑑定期間）は、6.3月である。なお、従前は、鑑定人の選任を容易に行うことができるようにするための方策が十分ではなかったが、平成13年に最高裁判所に建築関係訴訟委員会が設置され、社団法人日本建築学会の司法支援建築会議等の協力を得て、鑑定人候補者の推薦手続が整備されたことにより、現在では、同委員会の推薦依頼から推薦がされるまでおおむね1か月程度しか要しない状況に改善されている（最高裁判所建築関係訴訟委員会「建築関係訴訟委員会答申」判タ1180号45頁、47頁）。

ために、瑕疵に関する争点とそれ以外の争点とを分け、瑕疵に関する争点については番号を付して当事者双方の主張が一目で対比できるような瑕疵一覧表を作成することが有益であると考えられる。

第3の対策として、審理に専門的知見を導入する方法を再検討する必要があると思われる。特に、裁判官の専門的知見の不足を補うためには中立の専門家の意見を聴取することが不可欠であるが、そのために民事訴訟法が用意している鑑定には時に長大な時間を要するという大きな欠点があった(そのほかにも、当事者にとっては、100万円以上となることも多い鑑定費用を負担しなければならないという問題もある)。判決をするために最後の手段として鑑定を行う必要のある事件が残ることはやむを得ないことであるが、鑑定に至る前の段階においてより簡易・迅速・安価に専門家の意見を聴取する方法として、一級建築士等の専門家を調停委員とする民事調停手続(民事調停法20条1項による受訴裁判所の調停)を活用することが有効であると考えられる。

そこで、筆者の担当係では、建築関係訴訟を長期化させないための方策として、①審理の計画化、②瑕疵一覧表による争点整理手続の合理化、③専門家調停委員による審理の専門化の三つに取り組むこととした。

(2) 審理の計画化

計画審理については、平成10年施行の民事訴訟規則165条で大規模訴訟に関する特則として定められていたが、民事訴訟法の平成15年改正において民事訴訟一般について規定されることとなった(民訴法147条の2、147条の3)。計画審理の推進によって、争点が多岐にわたる複雑な訴訟や審理・判断に専門的知見を要する訴訟等の審理の充実・迅速化を図ることが期待されている。改正法では、審理の計画においては、①争点及び証拠の整理を行う期間、②証人及び当事者本人の尋問を行う期間、③口頭弁論の終結及

び判決の言渡しの予定時期を定めなければならないとされており(同法147条の3第2項)、建築関係訴訟は、計画審理を行うべき事件類型の一つとされている⁹⁾。

筆者の仙台地裁在任期間は平成15年改正前の時期であったが、基本的な発想は平成15年改正法と同様のものであった。筆者の担当係では、まず、単独係に係属する典型的な建築関係訴訟として、主張される瑕疵の個数が10か所程度のそれほど複雑でない戸建て住宅の事件を念頭に置き、これを訴え提起から1年半以内に終局に至らせることを目標とし、訴え提起から判決に至るまでの標準的な審理モデルを策定して、これを当事者に配付した。この標準審理モデルでは、訴え提起から第1回口頭弁論期日を経て被告が具体的な認否反論を提出するまでに4か月、争点整理をする期間として5か月、人証調べをする期間として2か月、鑑定をする期間として3か月、和解をする期間として2か月、判決書の準備期間として2か月を予定している。そして、被告から訴状に対する具体的な認否反論が出され、予想される争点(例えば、瑕疵が問題になるのか、その個数はどの程度か、瑕疵以外に争点はあるのか等)をおおざっぱに把握できる段階(通常は2回目の期日)において、当事者と裁判所との間で標準審理モデルから逸脱する要素について協議をするようにした。建築関係訴訟といってもその内容は千差万別であるから、審理の早い段階から終局時期を合意するような厳格な計画審理を目指しても早々に破綻を来すのは目に見えており、むしろ個々の事件の特徴に応じて臨機応変に中期的な計画を立てることを心がけた。

なお、標準審理モデルは判決に至ることを念頭に置くものであったが、実際の事件では、後記のとおり、専門家調停委員による民事調停の成立率が極めて高かったこともあって、原則として争点整理期間の終了後(標準審理モデルでは受理から9か月経過後)に調停手続に移行する運用をしていた。

9) 小野瀬厚=武智克典編著『一問一答平成15年改正民事訴訟法』(商事法務、2004)19頁。

(3) 瑕疵一覧表による

争点整理手続の合理化

標準審理モデルでは、被告が具体的な認否反論を提出した後、争点整理のために5か月間に4回程度の弁論準備手続期日を実施することとし、その間に瑕疵に関する当事者の主張と証拠の整理を行うことを予定していた。この争点整理手続を合理的に行うため、当事者には準備書面に詳細な主張を記載してもらいこれを裏付ける書証を提出してもらうほか、別紙2のようなExcelで作成した瑕疵一覧表の書式を注文者側の代理人に交付し、代理人がこの表に主張を簡潔にまとめたものを記入し、請負人側の代理人に交付し、請負人側の代理人が反論を簡潔にまとめたものを記入して裁判所に提出してもらうこととした(別紙2は、別紙1「建築調停事件一覧表」の6番の事件で作成されたものの抜粋である。)

(4) 専門家調停委員による審理の専門化

民事調停には、当事者が調停を申し立てる場合のほか、受訴裁判所が当事者により提起された訴訟の進行過程で事件を調停に付す場合(民事調停法20条1項)があり、後者を付調停と呼ぶことがある。民事調停手続は、調停主任裁判官1名と民事調停委員2名以上から成る調停委員会が主宰するが(同法5条、6条)、民事調停委員の中には「紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者」(民事調停委員及び家事調停委員規則1条。これを「専門家調停委員」という。)も任命されており、建築関係訴訟の審理に有用な専門的知見を有する専門家として大学の建築学科・土木学科の教授や一級建築士等も含まれている。そこで、建築関係訴訟を調停に付し、これらの専門家調停委員を担当として指定する(同法7条2項)ことにより、簡易・迅速に専門的知見を審理に反映させ、当事者間の合意による紛争解決を目指す運用が従来から行われていた。調停委員に対しては手当等が支給されるが(同法9条)、これらは国庫負担とされているので、当事者にとっては安価に中立的な専門的知見に基づく判断を得ることができるというメリットもある。仮に調停が

不成立に終わった場合には、訴訟手続を続行することになるが、その場合にも専門家調停委員が述べた意見を踏まえて争点を整理することができ、例えば、鑑定を行うにしても鑑定事項を的確なものにすることによって鑑定人の負担を減らし、鑑定手続の円滑な進行に資することになる。

筆者の担当係では、専門家調停委員による民事調停手続のメリットを存分に活用していたのであるが、その具体的方法については項目を改めて述べることとする。

III. 民事調停手続の活用の方法

1 手続の流れ

筆者の担当係では、建築関係訴訟を民事調停手続に付すのは、原則として、争点整理がおおむね終了した段階としていた。当事者の主張と書証が出され、瑕疵一覧表の作成が終了すると、争点整理が終了することとなるが(標準審理モデルでは訴えの提起から9か月程度でこの状態に至ることになる。)、争点整理の終了の目途が立ったところに、裁判所から当事者に対し、付調停についての意見を聴く。当事者(弁護士)の中には、後記のとおり、付調停に対して消極的な意見を述べる者もいるが、そのような場合には、調停手続の進行の方針を具体的に説明して当事者の懸念を払拭するように努めた。

当事者から付調停について賛成する旨の意見が出されると、調停委員の指定を行う。民事調停委員は、最高裁判所によって任命され、最高裁判所の定める裁判所(官署としての裁判所)に所属する(民事調停委員及び家事調停委員規則1条、4条)。民事調停事件の手続を主宰するのは調停委員会であるが、その構成員となる民事調停委員は個々の事件ごとに官署としての裁判所(仙台地裁)に所属する民事調停委員の中から指定することになる(民事調停法7条2項)。筆者の担当係では、原則として、建築・土木を専門とする専門家調停委員の中から当該事件にふさわしいと考

えられる調停委員2名を指定していた。

調停委員の指定と並行して、当事者から、それぞれ裁判所に提出済みの主張書面及び書証のうち調停委員に交付すべきと考えられるものの写しを提出してもらい、当該事件の担当に指定した調停委員に対し、瑕疵一覧表とともにこれを交付して第1回調停期日までに検討するよう依頼する。

第1回調停期日では、調停委員から当事者に対し、事件全般について質問を発し、追加して提出すべき書証がある場合にはこれを指摘する。多くの事件では、現地の見分を行うことが有益であるが、現地の見分を行う事件においては、第2回調停期日にこれを行うこととし、第1回調停期日では、当事者に対し、そのための準備事項を指示することとなる。

第2回調停期日に現地の見分を実施した後、第3回調停期日において、調停委員から当事者に対し、現地見分の結果やそれに基づく調停委員の意見を説明し、その後、第4回調停期日にかけて、当事者から反論や意見を聴取する。そして、機が熟したところで調停案を提示し、調停成立を目指すことになる。

2 運営上の工夫点

(1) はじめに

民事調停手続には、①訴訟手続に比べて、簡易・迅速・安価な紛争解決が可能であること、②判決による解決は訴訟物に限られるのに対し、調停では判決による解決の限界を超えた解決が可能であること（例えば、専門家調停委員の監督の下に請負人が瑕疵を自ら修補するなどの柔軟な解決を図ることもでき、別紙1「建築調停事件一覧表」の3番の事件はその例である。）などのメリットがある。

他方で、建築関係訴訟を民事調停手続に付すことについては、当事者の側から、例えば、調停に付すると調停成立の見通しのないまま期日が重ねられ審理に時間を要するのではないとか、進行が調停委員任せになり調停が不成立に終わった場合に裁判官に対して同じことを説明しなければならなくなるのではな

いかとか、裁判官が調停委員から聴取した専門的知見により心証を固めてしまい当事者の反証の機会が確保されにくくなるのではないか、などといった懸念が示されることがある。民事調停手続を活用するためには、手続に対する当事者の理解と協力を得ることが不可欠であり、これらの懸念を払拭するような訴訟運営を心がける必要がある。

また、調停委員会の意見に対して当事者を納得させるには、質の高い専門家調停委員を指定することが必要であるし、多数の建築関係訴訟を民事調停手続に付するとすると、それに相応する人数の専門家調停委員を確保するとともに、調停委員に過度の負担をかけることのないような方策が求められる。

(2) 調停手続の計画的運営

まず、調停に付すると審理に時間を要するのではないかという懸念に対応するために、ここでも手続を計画的に運営することを心がけた。筆者の担当係では、第1回から第4回までの調停期日において行う審理の内容はおおむね前記のとおりであって、定型的な進行が図られることになる。その中で、当事者の側で準備に時間を要すると考えられるのは、調停委員から示された見解に対して意見を述べる第4回調停期日である。他方で、第1回から第3回までの期日はあまり間隔を空ける必要がなく、むしろ、前の期日で行われた手続についての記憶が新鮮なうちに審理を進める方が望ましい。ところが、1回の期日の最後に次回期日を指定する従来の方式では、調停委員も含む多数の関係者の都合が合うのはかなり先になってしまうこともまれではなく、期日を集中的に実施することは困難であった。そこで、調停委員を指定した段階において、はじめの3回の調停期日のできる限り一括して指定することによって、短期間に集中的に手続の進行を図ることができるようにした。

また、調停の成否の見極めは、原則として5回程度の調停期日を重ねた段階（付調停の決定をしてからおおむね6か月以内）で行うこととし、調停成立の見込みのないまま調停手

続を続けることのないようにした。ただし、請負人等の側に自ら一定の補修工事を実施させるような調停案を出した場合において、調停が成立する見通しがあるときは、補修工事の計画作成と実施のために、更に数回の調停期日を重ねることが必要となった（例えば、別紙1「建築調停事件一覧表」の3番の事件は、1年2か月にわたって調停手続を行っているが、これは、調停案として、被告らに擁壁の補修工事と建物の補強工事を行わせる案を提示し、そのためにボーリング調査を実施して工法を決定し、被告間で工事費用の負担割合を定め、現実に工事を実施して、その完了を待ったことによるものである。）。

以上の手続の進行計画は、付調停の決定をする際又は第1回調停期日に当事者に伝えることとし、当事者が手続の見通しを持ちやすくなるようにした。

(3) 裁判官主導の進行と

当事者が意見を述べる機会の確保

次に、当事者から、手続の進行が調停委員任せになるとする懸念が示されることがあるのは、前記のとおりである。これは、裁判官の方針により、大部分の調停期日を裁判官の立会いなく実施する運用をしている例があることからくる懸念である。この懸念に対しては、すべての調停期日に裁判官である筆者が立ち会うこととし、審理の進行（訴訟指揮）は専ら裁判官が行うようにした。これによって、当事者は、調停が不成立に終わったとしても同じことを裁判官に説明する必要はなくなるし、調停案を受諾するか否かを決断する際に瑕疵以外の争点に対する判断を踏まえる必要がある場合には、判決になった場合の裁判官の心証を直接聞くことができることになる。

さらに、裁判官が調停委員から聴取した専門的知見により心証を固めてしまい当事者の反証の機会が確保されにくくなるとの懸念に対しては、調停委員が意見を述べた後で必ず当事者に反論の機会を設けるようにした。請負人側の技術者や注文者側が同行した専門家と調停委員との間で、活発な意見交換がされ

ることもあったが、じっくり時間をかけて討議をすることにより、最終的に調停委員が述べた意見について納得を得られることが多かった。なお、調停が不成立に終わった場合には、調停案に応じなかった当事者は調停委員が述べた専門的知見に納得していないことが多く、当事者に対しては改めて私的鑑定書（書証）を提出したり鑑定を申請したりする機会を設けているから、付調停によって反証の機会が確保されにくくなるという懸念は当たらないといえよう。

(4) 多様かつ高度な専門分野に 対応できる調停委員の確保

筆者が仙台地裁に赴任した平成12年4月当時、建築関係の専門家調停委員は6名いたが、筆者の他にも付調停の活用をしている裁判官が複数おり、これとは別に当事者の申立てにより簡易裁判所に提起される建築調停事件もあったことから、調停委員によっては一人で4～5件を担当しているという状態になった。当時の建築関係の専門家調停委員のほとんどは、一級建築士として設計事務所を経営しておられ、調停委員としての職務は、本業の収入と比較すると極めて低廉な手当の支給はされるものの、いわばボランティアとして受けていただくものであることから、その負担軽減を図る必要があり、専門家調停委員の増員が急務となった。また、多様かつ高度な専門的知見を要する事案にも対応できるようにするという観点からは、特定の専門分野について深い知見を持つ大学の工学部の教授や施工業務に詳しい建設会社の技術者といった幅広い人材の確保も要請された。

そこで、最高裁判所事務総局民事局を通じて社団法人日本建築学会に調停委員の推薦依頼をしたところ、東北大学工学部等の大学教授や建設会社の技術者等が推薦され、平成13年4月に新たに6名の専門家を調停委員に任命することができた。その後、設計事務所を経営する一級建築士等を新たに任命するなどして、平成14年10月の時点では、仙台地裁所属の建築・土木関係の専門家調停委員は合計18名となった。その内訳は、大学教授（構

造、材料、土木、都市計画等) 5名、設計事務所経営者(一級建築士) 8名、建設会社の技術者(一級建築士) 2名、施工業者 2名、県職員(環境) 1名であった。このような増員によって、事件の具体的な争点に応じて専門分野に配慮した調停委員の指定をすることが可能となった。

後記のとおり、筆者の担当係で調停成立率が高かったのも、ひとえに専門家調停委員に対する当事者の信頼の高さに由来するものと考えられる。

(5) 調停委員の負担軽減策

専門家調停委員の増員とともに、個々の事件処理の中でも調停委員の負担軽減のための方策を検討した。

まず、建築関係訴訟の裁判記録は時に大部なものとなり、裁判官や弁護士にとってもこれを読み込むのは負担の重い作業となるが、裁判記録になじみの薄い専門家調停委員にとってはその負担感は相当なものと考えられる。しかも、従来は、調停委員が他の担当事件の関係で裁判所に来庁した際に裁判記録を閲読していただくことが多かったようであるが、この方法では、調停委員に記録閲読のために平日の日中にまとまった時間をとっていただかなければならなくなり、ともすると準備不足のまま期日を迎えることにもなりかねないという問題があった。そこで、筆者の担当係では、付調停の前に争点整理手続を先行させ、その中で瑕疵一覧表を作成することによって、専門家調停委員の意見を求めることになる瑕疵に関する当事者の主張を分かりやすく整理し、この瑕疵一覧表を専門家調停委員に交付していた。それとともに、各当事者から、それぞれ裁判所に提出済みの主張書面及び書証のうち調停委員に交付すべきと考えられるもの(専門家調停委員の意見を求める事項と無関係な主張書面や書証は除く。)の写しを提出してもらい、調停委員に対してこれを交付して第1回調停期日までに検討するよう依頼することとした。

次に、付調停の運用として、争点整理においても専門家調停委員の専門的知見を活用す

る方法もあり得るところであり、当事者の専門的知見が極めて不十分な事案ではこのような方法による争点整理が有益であると言われている。しかし、当事者主義の訴訟構造を採る我が国の民事訴訟において、争点整理は第1次的には当事者の責任であると考えべきであるから、筆者の担当係では、争点整理を目的とする付調停は行っておらず、調停に付すのは原則として瑕疵一覧表が完成した後としていた。このような運用により、調停委員は専門的な意見を形成し、これを当事者に伝えるのに必要最小限の期日に立ち会えば足りることとなる。また、先に述べた調停手続の計画的運営によって期日の数を原則として5回程度以内にとどめることとし、調停成立の見通しもないまま無駄な期日を重ねることのないよう配慮した。

さらに、調停手続の進行過程では、当事者間又は裁判所と当事者との間で厳しいやりとりが展開されることもあるが、前記のとおり、調停手続における訴訟指揮は専ら裁判官である筆者が担当することによって、調停委員は専門的知見に基づく意見を述べることに専念することができるようにし、調停委員の負担軽減を図った。

IV. 訴訟運営改善の成果

1 審理期間と調停の成立率

以上に述べてきた訴訟運営改善の成果を見るには、筆者が仙台地裁に赴任した平成12年4月以降に新たに提起された建築関係訴訟の動向を検討する必要がある。そこで、平成12年4月以降に新たに提起され筆者の単独事件として担当することになった建築関係訴訟のうち、既済となった事件(ただし、早期に和解が成立したものを除く。)の概要を取りまとめると、別紙1「建築調停事件一覧表」のとおりとなる(これらの事件はいずれも調停に付した。)。これによると、該当事件は7件あり、すべて調停成立により終了し、平均審理期間は17.1月(うち調停手続を実

施していた期間は4.9月)となっている。このほか、平成15年4月に後任者に引き継いだ建築関係訴訟が2件あり、いずれも調停手続を続行中であったが、まもなく調停が成立する見通しとなっており、これを考慮に入れても、おおむね1年半以内に終局に至らせることができたとはいえる。例外的に、同表の3番の事件は終局までに2年4か月を要したが、この事件は、ジョイントベンチャーによる大規模な宅地造成工事において建物の敷地に地盤沈下が生じているかどうかが問題となっていた難件であり、当事者の要望により補修工事を被告会社が自ら行うこととし、その目処が立つまで調停手続を続行していたために期間を要したものであり、事件の難易度や当事者の満足度を踏まえると特に問題とするには及ばないものと考えられる。

なお、平成12年4月に前任者から引き継いだ建築関係訴訟のうち4件(うち2件は平成12年4月の時点で係属期間が2年を超えていた。)を調停に付したが、うち3件が調停成立により終了し、1件は不成立となって判決により終了した。

上記のとおり、筆者の担当係で終局に至った建築関係訴訟の審理期間は、最近の全国平均と比べても短いものとなっており、訴訟運営の改善が審理の迅速化に寄与したものと思われる。このような成果は、計画審理や争点整理手続の合理化もさることながら、特に、前任者からの引継事件を考慮に入れても9割以上という高い調停成立率に支えられたものであり、専門家調停委員による民事調停手続の活用の有用性が改めて注目される。

2 当事者からの評価

以上のとおり、建築関係訴訟の迅速化の面では一定の成果があったということができ、このような迅速化は民事調停手続を活用した審理によって実現したものであるが、調停手続の中では判決の場合に判決文に記載されることになる細かな事実認定を捨象することも多いため、このように調停を活用する手法が

当事者からどのように評価されているかは興味深いところである。そこで、筆者の担当係では、調停に付した建築関係訴訟が終了すると、当事者に対し、別紙3のようなアンケートをお願いし、無記名による回答を求めた。その結果の概要は、別紙4「建築事件アンケート結果」のとおりである(回答総数18)。

これによると、調停の結論に対する満足度は、「満足」と「おおむね満足」を合わせると8割近くに達している。また、審理期間に対する満足度は「満足」と「おおむね満足」を合わせると9割以上であり、審理の進め方に対する満足度は「満足」と「おおむね満足」を合わせると100%に達した。さらに、事件を調停に付したことについては、すべての回答が「よかった」としており、よかった点として、判決手続よりも迅速に解決できたことや専門的知見を踏まえた解決ができたことを挙げる回答が多かった。

以上の結果を踏まえると、建築関係訴訟において民事調停手続を活用する手法は当事者から高い評価を得られたものと考えられる。

V. おわりに

本稿では、筆者の担当係における建築関係訴訟の運営改善の具体的内容とその成果を紹介した。もとよりこの運営改善は、筆者が担当したわずかな件数の事件において試みたものにすぎず、また、仙台地裁という中規模庁(民事部は4か部)を前提としたものであって、東京のような大規模庁や民事部が1~2か部しかないような小規模庁には直ちに適用できるわけではないと思われる(大規模庁では、仙台にはないような巨大事件も係属しており、これに対応するのは容易ではないであろうし、また、小規模庁では、専門家調停委員の確保や弁護士の専門性などの点において困難な面があろう。)

しかしながら、建築関係訴訟に限らず、裁判官は、個々の事件を担当する中で、活用できるツールを駆使し様々なアイデアを出しながら、よりよい司法サービスを提供すべく

訴訟運営を行っているのであり、裁判官の創意工夫により個々の裁判の進行は変わり得るものである。そのような一例として、筆者の拙い訴訟運営について紹介することも無意味ではないと考え、これを発表することとした次第である。社会の司法に対する期待が高まる中で、今後は今まで以上に複雑かつ多様な紛争が裁判所に持ち込まれることが予想されるが、様々な事件類型の特性に応じた訴訟運営を工夫していくことが期待される。

(おかざき・かつひこ)

別紙 1：建築調停事件一覧表

事件番号	事件の種類	請求額	当事者の数等	事案の概要	人証調べ	調停委員	調停条項の概要	審理期間
1	12w1225 請負代金	93,350,000	原告1社(建設会社)・被告1名	4階建共同住宅の請負残代金の請求に対し、基礎杭の長さの設計図違反等の10項目の瑕疵による6261万円の損害賠償請求権による相殺の抗弁が主張された。	なし	大学教授(耐震構造等)1名、大手建設会社の現場担当1名	(1)被告は、瑕疵修補費用400万円を控除した残代金を支払う。(2)20年間の瑕疵担保特約	1年11月(うち調停4月)
2	12w1250 損害賠償等	主目的 33,000,000 予備的 10,657,500	原告1名・被告2名(売主1名、仲介業者1社)	被告1の仲介により被告2から土地建物を購入した原告が、土地の擁壁に倒壊の危険があるとして、主目的に瑕疵担保責任による売買契約解除に基づく代金の返還、予備的に不法行為に基づく修繕費用相当の損害賠償を求めたのに対し、被告らは倒壊の危険性を否認した。	なし	大学教授(土木工学)1名・設計事務所経営の一級建築士1名	被告らは、擁壁の作り直しの工事費用600万円を支払う(被告1が450万円、被告2が150万円を負担)	1年(うち調停3月)
3	12w1434 13w483 損害賠償等	67,968,327	原告2名(共有者)・被告8社(土地建物の売主等2社、地盤の造成工事の設計者1社、地盤の造成工事の施工業者5社)	被告3が設計し、被告4～8がジョイントベンチャーにより施工した大規模な造成工事により形成された造成地の一画である本件土地(斜面に盛土をして造成)の所有者である被告1との間で、本件土地の売買契約及び土地上の本件建物の請負契約を締結して本件土地建物を取得した原告らが、本件土地の盛土を支える高さ7mのL字型コンクリート擁壁が地盤沈下していることと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求する。主要な争点は、地滑りや地盤沈下があるか、擁壁の構造に瑕疵があるか、瑕疵があるとして責任の主体はどこか、被告1に地盤の調査義務はあるか、など。	なし	大学教授(土木工学)1名・設計事務所経営の一級建築士1名	(1)調停手続係属中に被告4が行ったボーリング調査に基づき調停委員の意見を踏まえて擁壁の補修工事を実施し、その費用(1463万円)を被告3～8が負担。(2)被告1が建物補強工事を実施し、その費用1113万円のうち863万円を被告1が負担(うち250万円を原告負担)。(3)これらの補修工事について10年間の瑕疵担保特約	2年4月(うち調停1年2月)
4	13w278 請負代金	1,310,750	原告1社(建設会社)・被告1名(注文建築士の有資格者)	被告の自宅の新築工事の請負契約に基づく残代金請求に対して、被告が164か所の瑕疵の修補費用が400万円以上かかるとして相殺の抗弁を主張する。	なし	設計事務所経営の一級建築士2名	(1)原告は、被告に対し、瑕疵修補費用200万円から残代金を控除した70万円を支払う。(2)原告は共聴アテンテナの維持管理を行う。	1年3月(うち調停2月)

5	13w761	監理料返還	被告1に対して 5,016,000 被告2に対して 2,243,800	原告1社・被告2社(いずれも監理会社)	原告が施工業者との間で締結した寺院の建築請負契約に基づく工事について、被告らとの間で工事監理業務契約を締結したが、工事が中断し1年半後に再開した後に被告らが監理業務を再開しなかったとして、既払の監理料から出来高分を控除した各残金の返還を求めたのに対し、被告らは、工事の中断原因は原告にあり、被告らは中断中も工事再開に向けて業務を継続していたと争った。	なし	設計事務所経営の一級建築士2名	出来高を評価し、既払の監理料から出来高分を控除して、被告1が50万円、被告2が70万円を支払う。	1年(うち調停3月)
6	(1) 13w781, (2) 14w236	(1)請負代金 (2)損害賠償	(1)請負代金 10,927,926 (2)損害賠償 33,899,812	(1)原告1社(建設会社)、被告1名, (2)原告1名,被告2社(建設会社と設計監理者)	(1)事件は、原告が被告の自宅の新築工事の請負契約に基づき請負残代金を請求したのに対し、被告が本件建物には基礎部分を含む38か所の瑕疵等があるとして支払を拒むもの。(2)事件は、(1)事件の被告が(1)事件の原告及び本件建物の設計監理者を相手方として、本件建物の工事の遅延及び瑕疵等を理由とする損害賠償を求めたもの。	なし	設計事務所経営の一級建築士2名	いずれの請求も放棄し、債権債務がないことを確認。	1年6月(うち調停5月)
7	14w12	請負代金	96,758,500	原告1社(建設会社)、被告2社(注文者と保証人)	ラブホテルの新築工事の請負契約(代金2億3100万円)に基づき請負残代金5500万円及び追加変更工事代金4175万8500円を請求したのに対し、被告らは、追加変更工事の成立を否認し、17項目の工事の未完成・瑕疵を主張して支払を拒絶する。	あり(証人3名,代表者1名)	設計事務所経営の一級建築士1名,大手建設会社の現場担当1名	残代金5500万円のほか追加変更工事分として1479万円の代金が発生するが、瑕疵修補に404万円を要すること、遅延損害金が発生していることなどを考慮して、被告らが6700万円を支払う。	1年(うち調停3月)

別紙2：瑕疵一覧表の一例

No.	項目	注筆者側			請負人側			注筆者側			請負人側		
		主張	根拠	証拠	認否	主張	証拠	認否	損害額	証拠	認否	反論	金額
1	基礎底盤のコンクリートかぶり厚さ不足	本件建物を西側1か所、東側1か所で掘削し、基礎底盤の厚さを測定したところ、西側で13～14cm、東側で11cmしかなかった。このように本件建物の基礎底盤の厚さは、設計図書、公庫仕様書に違反し、基礎の鉄筋のかぶり厚さが十分にとられておらず、基礎の耐久性に重大な欠陥を有する。	建築法 施行令 79条、公 庫仕様 書、 JASS. 2. 10	乙10 ～ 12.15	×	基礎底盤の厚さに明確な基準はない上、厚さが正確に15cmとなる現場はなく、当然多少の相違は出るどころ、本件建物も13ないし15cmは全体的に確保されており、耐久性に欠けるものではない。		×	他の瑕疵 修補費用 と合計で 2205万 5000円		×	再施工の必要なし	
2	基礎底盤中の不足	本件建物の基礎高や基礎のコンクリート巾からすると、45cm以上の基礎巾が必要である。この点、本件建物の設計図書上においては、基礎底盤巾は40cmとされているが、設計自体において必要な底盤巾が確保されていないと言わざるを得ない。ところが、実際に施工された本件建物の基礎底盤巾は、西側東側共に34cmしかない。	建築法 施行令 38条、 「小規模 建築物 設計の手 引き」、 設計図 書	乙10 、12	×	「小規模建築物基礎設計の手引き」からは巾を45cmとすることを要し、2階建物における基礎底盤巾は地耐力70KN/m ² 以上（鉄筋入り）が標準で不要）、50KN/m ² 以上では36cm（鉄筋入り）が標準であるが、本件敷地の推定地耐力は100KN/m ² はあるので、十分に基礎としての性能を満たしている。また、基礎は40cmの型枠をして施工している。		×	同上		×	同上	
3	捨てコンクリートの未施工	本件建物の基礎下部には、捨てコンクリートが全く施工されていないかった。	設計図 書、施工 の通例	乙10 、15	○	捨てコンクリートは作業工程を着いただけで欠陥とは言わない。		×	同上		×	同上	
4 (以下略)

別紙 3

建築事件アンケート（調停用）

仙台地裁第1民事部

裁判官 岡崎克彦

FAX 022-0000-0000

当係では、建築事件（建築瑕疵等の専門的知見が問題となる事件）のよりよい審理の在り方について検討を行っております。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、以下のアンケートに御回答願えれば幸いです。

○ 本件の審理に関し、以下の点につきどのように感じておられますか（当事者本人の御意見が分かる場合には、それを基準にお答え下さい。）。

(1) 調停の結論に対する満足度

① 満足, ② おおむね満足, ③ どちらともいえない, ④ 不満

・理由 ()

(2) 審理期間に対する満足度

① 満足, ② おおむね満足, ③ どちらともいえない, ④ 不満

・理由 ()

(3) 審理の進め方に対する満足度

① 満足, ② おおむね満足, ③ どちらともいえない, ④ 不満

・理由 ()

(4) 調停に付したことはよかったか

① よかった, ② どちらともいえない, ③ よくなかった

・よかった点（複数回答可）

(ア) 判決手続よりも迅速に解決できた

(イ) 専門的な知見を踏まえた解決ができた

(ウ) 判決手続よりも安価に解決できた

(エ) その他 ()

・よくなかった点

()

(5) その他お気づきの点があればお書き下さい。

別紙 4：建築事件アンケート結果



